

多機能型事業所みらい (生活介護・就労継続支援B型)

令和4年度 事業計画 (案)

はじめに、

今年度もコロナウィルス感染症による影響は避けられないことを前提とし、一泊旅行については見送り、外出行事についてもコロナ感染防止策をしっかりと講じながら事業ごとに少人数での取り組みを実施したいと考えています。再開については、この1年をかけて、利用者自治会等で話し合いながら、検討していきたいと思えます。

高齢化の対応については、法人全体で現状の把握、課題について検討を重ね、日中支援で対応できることは進めながら、職員の介護技術のスキルアップに努めます。また、医療連携や制度の理解についても研修等への積極的な参加を促し、専門性の向上を図ります。

体制面においては、主任の配置や利用者支援の充実を図るため、また、高齢化に対応できるように時給職員の募集を強化し、体制の整備を図ります。

支援面では、利用者のニーズに沿ったグループ分け、作業、体力維持、機能訓練等のタイムスケジュールを確立し、支援を進めてまいります。また、就労B型では、委託作業や屋外作業の内容の説明や参加しやすい体制を整え、作業意欲の向上に努めます。

研修については、利用者一人一人に寄り添える支援を目指し、施設内外の色々な研修に参加し、職員の専門性を高めていきます。

1. 事業所の運営方針

(1) 生活介護事業

- ①知的に障害がある18歳以上の人に対し充実した日中活動の場を提供し、地域で当たり前の生活ができるよう支援する。
- ②生産活動・創作活動をとおして社会の一員として働く喜びを得るとともに、基本的な生活習慣の体得ならびに社会性の向上を図る。

(2) 就労継続支援B型事業

- ①知的に障害がある18歳以上の人に対し働く場と充実した日中活動の場を提供し、地域で当たり前の生活ができるよう支援する。
- ②生産活動をとおして社会の一員として働く喜びを得るとともに、社会性の向上を図る。

2. 事業所の支援方針

- (1) 基本的な生活習慣を確立し、健康の維持と精神的な自立と安定を図る。
- (2) 個別支援計画に基づき、利用者のニーズに見合った質の高いサービスを提供する。
- (3) 利用者の主体性を重んじ、自己決定ができるように支援する。
- (4) 活動をとおして自主性・主体性が培われるよう支援を行う。(生活介護)
- (5) 就労に必要な能力、知識を得るための支援を行う。(就労B型)

3. 事業所の管理体制（定員：各事業 20 名）

（1）職員体制

①生活介護事業

常勤職員：管理者（1）・主任（1）・サービス管理責任者（1）・生活支援員（3）

非常勤職員：生活支援員（3）・事務員（1）

嘱託医（1）・看護職員（1）・送迎添乗員（3）・送迎運転手（2）

②就労継続支援B型事業

常勤職員：管理者（1）・主任（1）・サービス管理責任者（1）

目標工賃達成指導員（1）・生活支援員（1）

非常勤職員：生活支援員（1）・事務員（1）

嘱託医（1）・送迎添乗員（3）・送迎運転手（2）

③両事業共通

常勤職員（再掲）：管理者 主任

非常勤職員（再掲）：事務員 嘱託医 送迎添乗員（2） 送迎運転手（4）

業者委託：送迎運転手（1）・送迎添乗員（4）・調理師（1）・調理員（2）

管理栄養士（1）

（2）設備管理 専門業者に委託

①消防設備点検、建築設備定期点検、受水槽清掃・点検、害虫駆除等建物内消毒
昇降機・自動ドア定期点検、電気設備定期点検、空調設備清掃及び点検

②防災設備の点検および警備

（3）車輛管理 送迎車の法定点検、定期点検、故障や部品交換が必要な場合、随時対応

（4）その他 備品などの管理

4. 活動の内容

[日課]

午前		午後		
8：45～9：45	登所・更衣 (1.2便送迎)	生活	13：10～15：00	活動（15分休憩含む）
		B型	13：00～15：15	
9：45～10：00	朝礼・体操	生活	15：00～15：40	掃除・更衣
		B型	15：15～15：40	
10：00～12：00	活動（10～15分 休憩含む）		15：40～15：50	終 礼
11：45～13：00	昼食・休憩	生活	15：55～	降 所
12：00～13：00		B型		

※但し、水曜日午後のクラブ活動を実施する際は、両事業とも活動時間を13：00からとする。

[週間プログラム] 例（※グループにより活動内容は異なる）

	月	火	水	木	金
午 前	活 動	活 動	活 動	活 動	活 動
午 後	活 動	活 動	クラブ	活動／自治会	活 動

○第1～第4水曜午後…クラブ活動 ○第1木曜午後…自治会活動

5. サービスの内容

生活支援

基本的な生活習慣の確立を支援すると共に、精神的自立や生活意欲の向上、健康の維持増進、余暇活動などの支援を通じて、ゆとりと潤いのある生活を感じ取れるよう下記により支援する。

- 人格の尊重を基本に、基本的な生活習慣と生活リズムを確立する。
- 情緒の安定を図ると共に、集団生活の規制や画一化を可能な限り少なくする。
- 可能な限り家庭との連携を図り、家庭との協力関係を緊密なものにする。

◎行 事

事業所も地域の構成員であることを前提に、豊中市や地域主催の行事に積極的に参加します。1年をとおした余暇支援が可能となるよう各月ごとに行事を設定する。

(年間予定)

月	行 事 名	単 位
4	レクリエーション	生活介護・就労B型
5	ふれ愛ひろば(中止)	生活介護・就労B型
6	社会見学	生活介護・就労B型
7	味覚狩り	就労B型
8	納涼祭	生活介護・就労B型
9	グループ外出	生活介護・就労B型
10	素のままフェスタ	生活介護・就労B型
11	社会見学	生活介護・就労B型
12	クリスマス会	生活介護・就労B型
1	新年会 新春ボウリング大会	生活介護・就労B型
2	味覚狩り 文化祭	生活介護 生活介護・就労B型

- * 行先等については、利用者自治会の意向を尊重します。
- * 行事については、コロナ感染状況を見ながら、各事業で検討。
- * 一泊旅行については見送り

◎日中一時支援(私的契約)

家族の冠婚葬祭や急な外出で所定の時間に迎えることが困難な場合、時間を延長し支援する。利用料は私的契約に基づいたものとする。

◎クラブ活動、自治会など

【クラブ活動】（両事業合同で実施）

豊中市からの委託を受けた「障害者青年教室」事業を活用し実施する。健康維持やリラクゼーションの促進、社会的教養の習得と共に自主性・社会性を養成する。

第1～4週目の水曜日の13:00～15:00に下記のとおり開催する。

- 1週目：習字、スポーツ・ウォーキング、美術
- 2週目：リズム体操、お茶、音楽
- 3週目：お茶、スポーツ・ウォーキング、手芸
- 4週目：リズム体操、お花、音楽

【自治会活動】

作業・クラブ活動の内容をはじめ、事業所に関することや支援スタッフに対する要望など、みらいでの生活環境や活動内容について、利用者自らが、自由に活発な意見の交換を行い、主体性をもって取り組み、社会性を培うことを目的とする。

*月1回第1木曜日の午後に実施。

*自治会役員会（会長、副会長、書記2名）を決め、毎月の自治会までに役員会の場を設け、自治会での議題や進行を話し合って決める。

*誕生日会を毎月の全体朝礼後に行う。

*行事への企画・実施に向けての話し合いに参画する。

◎その他：毎月1回、岡町図書館の協力を得ながら図書の貸し出しを行う。

毎月2～4人の利用者が図書係として、図書を分け、各グループへ運ぶ。
地域との交流の場、また図書に触れる機会として活用する。

◎社会技能訓練（就労B型）

公共交通機関の利用、金銭の授受、手紙の書き方、電話の掛け方、調理実習、社会的マナー等を習得するための訓練を就労継続支援B型計画に則り実施する。

◎送迎

- ・バスの送迎運転、管理については「ジャパンリリーフ」に委託する。
- ・医療機関への通院などは、可能な限り「特別送迎」として別便で対応する。
- ・利用者の増員や家庭の都合によってやむを得ずコースの変更をする場合、円滑に送迎できるよう調整する。

◎健康管理、給食

○健康管理

内科検診：年1回実施（清光クリニック）

インフルエンザ予防接種：希望者に実施（清光クリニックにて検討）

[訪問歯科サポートすまいる]

- ・毎月4回(毎週1回) 受診希望者25名
- ・歯科医師、歯科衛生士による口腔ケア、歯周病治療、衛生管理など

[施設内]

- ・月1回健康相談を実施（嘱託医）。毎月1回体重測定実施（体重・BMI など）。また、日頃の健康管理と新型コロナウイルスやノロウイルス等の感染症予防の情報提供を適宜行い、感染症予防に努める。事業所内での病気、けが等についてはご家族等との連絡を取りながら迅速に対応する。
- ・看護職員による健康管理を実施し、疾病などの早期発見に努める。

○給食

- ① 管理栄養士がカロリーや栄養素を検討し、また、毎月1回給食会議を開催し、利用者の嗜好や意見を給食に反映する。
- ② 食育講習会を年2回開催する。食事マナーをはじめ「食」をテーマとした講習会を行う。
- ③ 年2回嗜好調査を行い、体調管理の面からも給食を考えていく。また希望のメニューがあれば可能な限り、取り入れる。
- ④ 四季折々の季節食や行事での特別メニューを積極的に取り入れる。

◎防災

- ・非常災害対策として、火災・地震を想定した防災訓練を年4回実施する。
- ・訓練では毎回異なる場面を想定して行い、利用者、スタッフともに臨機応変に対応できるように訓練する。また施設防火管理者の指示のもとで訓練状況を自己評価すると共に、防災ビデオの上映や消火器操作の訓練等も実施し、防災意識の醸成に努める。

活動（作業）支援

生活介護事業

- ・作業や創作活動をとおして物づくりの喜びや達成感を得ることが出来るように支援する。また、併せて体力維持・健康増進のための取り組みも行う。
- ・円滑な活動が可能となるよう、利用者の体力やニーズなどを考慮した3グループを編成する。

① アタックグループ ② ファイトグループ ③ チャレンジグループ

利用者1人ひとりの健康増進、創作活動を通して作る喜びや達成感を得る。作品出展の場を活用して、多くの人目に触れる機会を持つ。

利用者の個々にあった作業を通してスキルの向上、自主性や社会性を培うと共に、余暇活動を行い、心身のリフレッシュを図る。

活動内容：はしまめ 内職作業 さをり 公園清掃 創作活動
ストレッチ・ウォーキングなどの運動
店販売

○作業工賃

生産活動の対価として、工賃規程に基づき工賃を支払う。

就労継続支援B型事業

- ・利用者が作業をとおして生産する喜び、自信や達成感を味わえるよう支援する。
- ・就労に必要な能力・知識を得るための支援を行う。
- ・基本的労働習慣の確立と就労意欲の向上を図ると共に、関係機関の就労支援事業に参加するなど利用者の社会参加を促進する。
- ・利用者を3グループに編成し、専門性を高め、自信と責任感が持てるよう支援する。
また、自ら生産したものを直接販売することによる達成感や接客など人とのかかわりを習得する。

① 紙漉きグループ

基本的に紙漉き作業のすべてを行う。少人数でそれぞれに担当業務を担うことにより、専門性を高め、商品の質と生産量の向上を図る。

作業内容：紙漉き業務全般、販売など。

② 織りグループ

基本的に織り作業のすべてを行う。専用の作業空間を確保し、集中して作業に取り組むことができる環境を提供することにより、商品の質と生産量の向上を図る。

作業内容：織り業務全般、販売など。

③内職・屋外作業グループ

屋外作業に取り組むことで、健康増進を図ると共に社会性を養う。

作業内容：親水水路園路清掃、堆肥の袋詰め、インクカートリッジ・空き缶回収、除草作業、洗車、内職作業、販売など。

○作業工賃

生産活動の対価として、工賃規程に基づき工賃を支払う。

6. 広報・地域活動

- ① 法人で一本化した広報誌「みらいのWA」を5ヵ月ごとに発行し、関係機関に配布する。また、リニューアルしたホームページにより、広報力の向上をめざす。随時更新する。掲載する情報等のうち写真や氏名については、「個人情報 保護法」に基づき、ご本人・ご家族へ通知するなど、慎重かつ適正に実施する。
- ② 豊中市や原田校区主催の行事へ積極的に参加し、地域の方々に施設の活動を周知し、幅広い交流を促進する。今年度においても、コロナウィルスの感染状況により実施を判断する。
- ③ 地域にひらかれた施設運営を目指すと共に、地域貢献の一環として積極的に実習生、介護体験生やボランティアを受け入れる。また、介護体験生や実習生が気軽にボランティアとして参加できるよう働きかける。今年度においても、コロナウィルスの感染状況により受け入れを判断する。
- ④ 障害のある方の体験実習も積極的に受け入れる。今年度においても、コロナウィルスの感染状況により受け入れを判断する。

7. 職員研修・会議等

(1) 職員研修

法人研修に基づき、新規採用職員に対してはオリエンテーションを実施するとともに、日々の振り返りを行うことにより基本的知識・社会性を養う。
コロナ禍において研修の在り方に変化が生じていることから、オンライン研修を含め研修に参加しやすい環境を整え、積極的に研修への参加を促し専門性の向上を図るとともに、動画研修を導入し、専門的知識や支援の在り方などの習得を目指す。その他、法人が主催する職員全体研修を、中長期計画部会や虐待防止委員会が年数回企画・実施する。他機関や他事業所との職員交流も積極的に行っていく。

(2) 会議等

○職員会議（両事業合同）

職員間の情報の共有やサービスの改善・向上を図るため、月1回の定例会議をはじめ、必要に応じ随時行う。

○ケース会議（両事業合同）

利用者ニーズの理解を基本に、職員が共通の認識のもとで、支援をより効果的なものとするため、毎月の定例会議をはじめ、必要に応じ臨時会議を行う。

○生産活動推進会議（両事業合同）

新たな製品の開発や販売など、生産活動の在り方全般について検討協議する。

○個別支援計画会議

両事業のサービス管理責任者が主宰し、計画策定時及び見直し時に支援計画の在り方、問題点等について協議する。

○事業別ミーティング

月1回、各グループの活動内容などについて意見交換し、より質の高いサービスが提供できるよう検討する。

○その他の会議

・運営会議

法人及び各事業所の運営を統一するため調整会議を月1回定例で行う。

・中・長期計画実施項目部会

法人の中・長期計画に基づく部会を構成し、確実に遂行できるように職員参画のもと、定期的を開催する。

8. 苦情解決

- ・ 2階3階EV前に意見箱を設置し、意見書カードにて苦情を受付ける。
- ・ 利用者意見については、毎月の自治会で明らかにし、回答する。
- ・ ご家族の苦情も連絡帳や家族会、個別面談の機会など、口頭でも常時受け付け、対応する。
- ・ 内容によっては、第三者委員の指導をいただきながら、円満な解決を図る。
- ・ 最低年2回の事例報告を行い、第三者委員からの指摘や助言をいただき、日々の支援を見直す機会とする。

9. リスクマネジメント

- ・虐待防止委員会

利用者に対する支援が適切になされるとともに利用者の自立及び社会参加を阻害する虐待を防止することを目的として年2回開催する。また、事務局会議を開催し、必要に応じ分科会を設置する。

- ・利用者の安全・安心の確保のため、事故等の防止、虐待の防止等を目的に、職員会議の際、当該月の事故や「ヒヤリハット」等を皆で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努める。

10. 家族会との連携

- ・家族会において、事業の現況報告や意見交換を行い、ニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げる。また、事業所活動の協力を依頼し、緊密な連携体勢を整える。